

# 防府市警防機器等の運用管理要綱

平成13年3月15日制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、消防車両及び警防機器（以下「警防機器等」という。）の適正な運用と管理を図るため必要な事項を定める。

## (運用管理者等)

第2条 警防機器等の適正な運用と管理を図るため、運用管理者及び副運用管理者並びに整備管理者を置く。

2 運用管理者は消防署長とし、警防機器等の適正な運用と管理について指導及び監督する。

3 副運用管理者は各署所の署長補佐とし、警防機器等の適正な運用と管理について運用管理者を補佐するとともに、所属する部下を指揮して、警防活動に際し常に警防機器等が最大限の能力を発揮できるよう点検並びに調整を行う。

4 整備管理者は、防府市消防用自動車等管理規程（昭和47年消防本部訓令第3号。以下「管理規程」という。）第2条第1項第7号に規定する「整備管理者」とし、警防機器等の事故、不具合等について、修繕等必要な処置を講ずる。

## (警防機器等の種類)

第3条 警防機器等の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 消防車両とは、管理規程に規定する緊急自動車をいう。
- (2) 警防機器とは、前号以外の警防活動に使用する機器をいう。

## (点検)

第4条 副運用管理者は、警防機器等の適正な管理運用を図るため、次に掲げる点検を行う。

2 消防車両の点検については、交替時の点検、17時の点検及び副運用管理者が必要と認める場合の点検、その他の点検とし、各点検の内容は次に掲げるものとする。

### (1) 交替時の点検

- ア ブレーキ、駐車ブレーキに異常がないこと。

- イ 原動機のかかり具合に異常がなく、異音がないこと。
- ウ 灯火装置、方向指示器に異常がないこと。
- エ フロントガラスに汚れがなく、ワイパーに異常がないこと。
- オ ルームミラー、サイドミラー等に異常がないこと。
- カ 警光灯、警音器及びサイレンに異常がないこと。
- キ 燃料の残量は、当該車両の燃料計で2／3以上であること。
- ク 漏油、漏水がないか確認すること。
- ケ 前各号に掲げるもののほか、別表第1及び別表第2に掲げる項目とし、該当する項目のない車両については、当該項目の点検を実施しなくてもよい。

#### (2) 17時の点検

前号アからクまでに掲げる項目について点検する。

#### (3) 副運用管理者が必要と認める場合の点検

前2号に準じた内容とし、必要に応じて前1号に定める内容及び副運用管理者が必要と認める点検項目について実施する。

#### (4) その他の点検

ア 13号、14号及び15号については、特殊装備（はしご及びクレーン等）に対する日常点検と月例点検を実施する。（月例点検にあっては毎月中旬に実施）ただし、はしごの日常点検については、悪天候又は特別な事由があるときには項目を省略することができる。

イ 消防車両のエンジン始動用バッテリーについては、月に2回点検を実施する。当該バッテリーの電解液量は、最高最低液面の中間以上とし、開放電圧は12.54V以上にする。

### 3 警防機器の点検については、次に掲げるものとする。

(1) 消防車両の搭載物品及び救急救命機器については、月に1回点検を実施する。また、使用頻度の高い資機材及び空気呼吸器等身体に着装して使用する資機材については、適宜点検を実施する。この場合、資機材に異常が認められたときに限り、記録・報告する。

(2) 各ボンベについては、使用の都度圧力を記録する。点検は空気ボンベを偶数月、酸素ボンベを奇数月に実施する。また、空気ボンベの圧力は、

当該ポンベの最高充てん圧力に0.8を乗じた数値（以下「最低限度圧力」という。）以上とし、最低限度圧力未満の場合、速やかに充てんする。

（3）発動発電機は、おおむね2週間ごとに負荷試験を行うとともに30分以上連続運転を行う。

（現場点検）

第5条 副運用管理者は、警防活動終了時に消防訓練礼式の基準第231条に定める現場点検を行う。

（特別点検）

第6条 運用管理者は、1年に1回消防ポンプ性能検査及び消防ホース耐圧検査のほか、必要に応じ消防訓練礼式の基準第216条に定める特別点検を行う。

（臨時点検）

第7条 運用管理者、副運用管理者及び整備管理者は、必要に応じ点検項目を指定して臨時点検を行う。

（報告）

第8条 副運用管理者は、第4条から第7条に定める点検を行ったとき又は物品事故等があったときは、次の各号により運用管理者及び整備管理者に報告する。ただし、軽微な故障等については、消防車両にあっては運転日誌で、警防機器にあっては消防日誌で報告する。

（1）運用管理者及び整備管理者に報告するもの。

- |   |               |         |
|---|---------------|---------|
| ア | 13号はしご月例点検表   | 第1号様式   |
| イ | 14号クレーン月例点検表  | 第2号様式   |
| ウ | 15号クレーン月例点検表  | 第3号様式   |
| エ | 物品事故等報告書      | 第4号様式   |
| オ | 消防ポンプ性能検査報告書  | 第5号様式   |
| カ | 消防ポンプ性能検査表    | 第6号様式   |
| キ | 消防ホース耐圧検査報告書  | 第7号様式   |
| ク | その他の特別点検、臨時点検 | 報告書又は様式 |

（2）副運用管理者が処理し、毎月運用管理者及び整備管理者に報告するも

の。

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ア 消防車両日常点検結果報告書 | 第8号様式  |
| イ 搭載物品等点検結果報告書  | 第9号様式  |
| ウ 副運用管理者処理結果報告書 | 第10号様式 |

(3) 副運用管理者が処理するもの。

- |               |        |
|---------------|--------|
| ア 搭載物品点検表     | 第11号様式 |
| イ バッテリー検査表    | 第12号様式 |
| ウ ボンベ使用記録表    | 第13号様式 |
| エ 空気充てん機使用記録表 | 第14号様式 |
| オ 救急救命機器点検表   | 第15号様式 |

(4) 毎日点検を実施し、記録するもの。

- |                |        |
|----------------|--------|
| ア 消防車両日常点検表    | 第16号様式 |
| イ 13号はしご日常点検表  | 第17号様式 |
| ウ 14号クレーン日常点検表 | 第18号様式 |
| エ 15号クレーン日常点検表 | 第19号様式 |

2 副運用管理者は、前項による結果が警防活動に対して重大な支障があり、かつ緊急修理等の必要があると認めるときは、運用管理者及び整備管理者へ口頭で報告し、その後、前項の報告をする。

3 第1項第1号及び第2号に定める報告は3日以内に行う。

4 軽微な故障等の修理は、副運用管理者の責任において実施する。

(必要な処置)

第9条 運用管理者は、前条の報告を受け修理等の必要を認めた場合は、整備管理者に必要な処置を取らせる。

2 整備管理者は、修理状況、修理見通し、故障原因、修理完了を運用管理者に報告する。

(応急修理)

第10条 副運用管理者は、警防活動時、閉庁時等において故障等が発生したときは、次条に定めるもの以外のものについて応急修理を行う。

2 前項の修理を行った場合は、事後速やかに第8条第1項により報告する。

(調整修理の範囲)

第11条 前条第1項の規定で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 消防車両のかじ取り装置、制動装置の調整修理
  - (2) 無線機、サイレンアンプ、可燃性ガス検知機等の精密電子機器内部の調整修理
  - (3) 調整器（レギュレーター）の調整修理
  - (4) 医療用機器の調整修理
  - (5) 警報装置、安全装置の調整修理
  - (6) その他副運用管理者が判断したもの
- (簿冊)

第12条 副運用管理者は、第8条第1項に規定する様式ごとに簿冊に整理し運用管理の状況を明確にする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、警防機器等の運用管理について必要な事項は運用管理者が指示する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力（負圧含む）の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキペダルを踏み込んで放した場合にブレーキバルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキレバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異常な摩耗がないこと。 4 ※溝の深さが十分であること。 5 ※ディスクホイールの取付状態が不良でないこと。
3 原動機	1 ※冷却水の量が適当であること。 2 ※ファンベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファンベルトに損傷がないこと。 3 ※エンジンオイルの量が適当であること。 4 ※低速及び加速の状態が適当であること。
4 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
5 ウィンドウオッシャ及びワイパー	1 ※ウィンドウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 2 ※ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
6 エアタンク	エアタンクに凝水がないこと。
7 運行に於いて異常が認められた箇所	当該箇所に異常がないこと。

※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適当な時期に行うことで足りる。

別表第2

点検箇所	点検内容
1 消防ポンプ	1 P T Oの作動を確認すること。 2 異音が発生しないこと。 3 各計器、安全装置、警報装置等の正常動作の確認を行うこと。 4 各ボールcockの作動を確認すること。 5 ポンプの漏気は、30秒間に1.3KPa又は1cmHg以内であること。 6 真空ポンプオイルは、循環式にあってはオイルレベルゲージの中間以上の量とし、消費型にあってはタンク容量の2/3以上又は3回以上吸水できる量とすること。 7 ポンプ内の残水を完全に排水とともに、冬期においては、各cock、バルブ等に不凍液を注入塗布する等、凍結防止を図ること。 8 グリス注入状況の確認を行うこと。 9 吸管、各接手の締付及び取付状況を確認すること。
2 C A F S 装置	1 月に一回以上、C A F S 装置の使用又は作動確認を実施すること。（作動確認のみの場合にはC A F S 薬剤を使用しなくてもよい。） 2 C A F S 薬剤使用後は、取扱説明書に従って配管及びホース等の洗浄をすること。 3 隨時C A F S 薬剤の残量を確認し、適宜補充すること。
3 その他の特殊 ぎ装	1 特殊ぎ装の各装置に異常がないこと。 2 充電が必要な機器については、バッテリー残量を確認し適宜充電すること。

第1号様式

13号はしご月例点検表 平成 年 月 日 曜日		点検者	係 長	整備管理者	署長補佐	副署長	署 長		
点検箇所	点 檢 項 目					点検結果			
油圧発生装置	各部給油脂状況								
	油圧ポンプ		(取付・変形)						
	オイルタンク、作動油		(取付・変形・混濁)						
	電磁比例弁(起伏バルブ)		(取付・変形・漏油・ネジロック)						
	電磁比例弁(リフタ伸縮バルブ)		(取付・変形・漏油・ネジロック)						
	電磁比例弁(旋回バルブ)		(取付・変形・漏油・ネジロック)						
アウトリガ・ジャッキ装置	油圧機器及び配管					(取付・変形・緩み)			
	各部給油脂状況								
	各シリンダー		(取付・変形・漏油)						
	配管及び高圧ゴムホース		(取付・変形・漏油)						
	アウトリガストロークセンサー		(取付・変形)						
	アウトリガシリンダー先端・根元		(ピン取付・変形)						
	各部近接スイッチ		(取付・変形)						
	ジャッキパイロットチェックバルブ		(取付・作動)						
	ジャッキ減圧弁		(取付・変形・漏油)						
	ジャッキプレート		(取付・緩み)						
リアエプロン操作部	サスロック装置					(取付・変形・漏油・作動)			
	各ネームプレート及びコーナープレート					(取付・変形)			
傾斜矯正・旋回装置	各部給油脂状況								
	ジャイロターンテーブル		(取付・変形・漏油)						
	ウォーム減速機		(取付・変形・漏油)						
	油圧機器及び配管		(取付・変形・漏油)						
	旋回減速機		(取付・緩み)						
	旋回モーター		(取付・緩み)						
	旋回ベアリング		(取付・緩み)						
	旋回電気ブラシ		(取付・変形・緩み)						
	各部近接スイッチ		(取付・変形・緩み)						
起伏装置	各部給油脂状況								
	シリンダー		(取付・緩み)						
	シリンダー取付軸		(取付・緩み)						
	油圧機器及び配管		(取付・緩み)						
	支持台・取付台		(取付・緩み)						
	カウンターバランスマバルブ		(作動)						
	リリーフバルブ		(設定圧・緩み)						
操基作盤部	各部給油脂状況								
	はしご姿勢装置		(取付・変形)						
	振子式角度計		(取付・緩み・表示)						

点検箇所	点検項目	点検結果
伸縮装置	各部給油脂状況	
	シリンダー (取付・緩み)	
	油圧機器及び配管 (取付・緩み)	
	カウンターバランスマルブ (変形・作動)	
	伸縮ワイヤー (変形・腐食・キンク・径減・素線切れ)	
	ワイヤー末端ボルト (取付・変形・緩み)	
	ワイヤー取付ピン (脱落)	
	ワイヤープーリー部 (変形・作動)	
はしご本体	各部給油脂状況	
	はしご本体・油圧配管・電気配線 (変形・漏油・緩み)	
	先端下面ローラー(下面・側面) (取付・変形・緩み)	
	スライドパット (変形・磨耗)	
	横さん滑り止め (取付・変形)	
	先端ストッパー・バスケット取付・飛出防止 (取付・変形・緩み)	
	過荷重検出センサー・近隣スイッチ (取付・緩み)	
操作部	伸長障害マイクロスイッチ (取付・緩み)	
	各部給油脂状況	
	バスケット平衡装置 (取付・緩み)	
昇降装置本体	バスケット障害マイクロスイッチ (取付・緩み)	
	本体・ブレーキ装置 (取付・変形・作動)	
	収納装置・ガイドローラー・転落防止バンド、金具 (取付・変形・緩み)	
	減速機・ドラム及びテンションローラー (取付・緩み)	
	ワイヤー・接続部・プーリー (取付・緩み・脱落)	
受支柱ご	油圧機器・配管 (取付・緩み)	
	各部給油脂状況	
	支柱台、アーム、ローラー、支柱 (取付・変形)	
その他装置	収納近接スイッチ (取付・変形・作動)	
	自動スロットル・放水銃・タラップ (取付・変形・作動)	
操作手動	はしご、アウトリガ・ジャッキ、矯正 (作動)	
	補助油圧ポンプ (取付・変形・漏油・異音)	
装安全置	伏梯、伸長、バスケット、リフター、屈折障害自動停止、10° 傾斜 (作動)	
	バスケット、リフター、アウトリガ・ジャッキインターロック (作動)	
《整備概要・その他不備等》		

※ 記入方法 点検良✓ 分解点検W 修理△ 取替× 調整A 締付T 紹介L 清掃C

## 第2号様式

点検箇所	点検項目	点検結果
14号クレーン月例点検表 平成 年 月 日曜日	点検者 係長 整備管理者 署長補佐 副署長 署長	
P T O	「入り」「切り」の作動、異音、油漏れ 取付け部のボルト・ナットの緩み、脱落	
プロペラシャフト	ユニバーサルジョイント、スライドのガタ、給脂 取付部のボルト、ナットの緩み、脱落	
作動油タンク	油量、汚れ、劣化、油漏れ、き裂	
油圧ポンプ	作動状態、異音、油漏れ 取付部のボルト、ナットの緩み、脱落	
コントロールバルブ	各レバーの操作具合、変形、き裂、油漏れ 取付部のボルト、ナット、ピン等の緩み、脱落	
アウトリガ・ジャッキ	格納、横張出しストッパピンの効き、ピンの変形 インナーボックスの変形、き裂 ジャッキシリンダーの油漏れ、自然沈下 ワンタッチレバーの動き、ケーブル端末の状態 取付部のボルト、ナット、ピン等の緩み、脱落	
スイベルジョイント	油漏れ ストッパ取付ボルトの緩み、プレートの変形 取付部のボルト、ナット、ピン等の緩み、脱落	
ホイストワインチ	異音、油漏れ、ギヤオイルの油量、劣化 ドラムのき裂、ギヤへの給脂 取付部のボルト、ナットの緩み、脱落	
旋回装置	異音、油漏れ、ギヤオイルの油量、劣化 ターンテーブルの作動状態、異音、給脂 取付部のボルト、ナットの緩み、脱落	
デリックシリンダー	デリックシリンダー上下ピンのガタ、油漏れ、自然沈下 取付部のボルト、ナットの緩み、脱落	
テレスシリンダー	油漏れ、自然沈下、支持ピンの状態 取付部のボルト、ナットの緩み、脱落	
ベース	本体及び架装ベースの変形、ボルト、ナットの緩み	
コラム	ターンテーブル取付ボルトの緩み、き裂、変形	
ブーム	伸・縮作動状態、変形、き裂、給脂 支持ピン、シープピン等の取付状態 取付部のボルト、ナットピン等の緩み、脱落	
ワイヤロープ	磨耗、素線切れ、リンク、腐食、給脂 ワイヤソケットの緊結、き裂、ドラムへの乱巻、よじれ 支持ピンの取付状態、ボルトの緩み、脱落	

点 檢 篇 所	点 檢 項 目	点検結果
パ イ ピ ン グ	配管の支持状態、油漏れ、損傷、老化、き裂、ねじれ	
フ ッ ク	フックの磨耗、変形、回転、給脂	
	外れ止めの作動、変形、損傷	
	取付部のボルト、ナット、ピン等の緩み、脱落	
荷 重 計	作動状態、油漏れ、損傷	
荷 重 指 示 計	指作動状態、示計の脱落、銘板の損傷	
巻 過 警 報 自 動 停 止	作動状態、巻過検出スイッチ、警報音の具合	
	コードの損傷、断線	
水 準 器	取付状態	
シ ャ ー シ フ レ ー ム	つぶれ止め取付状態、変形、曲がり、き裂、	
リ モ コ ン	作動状態、受信アンテナの取付状態	
	送信機のケースの状態	
	ケーブルの接続状態、緩み、汚れ、腐食	
	配線、ケーブルの損傷、劣化	
	接続端子の腐食、劣化、緩み	
ス 一 パ 一 ユ ニ ツ ク	各電磁弁の作動状態、油漏れ	
ブーム・アウトリガ未格納警報	作動状態	
	警報音の作動状態	

《整備概要・その他不備等》

※ 記入方法 点検良✓ 分解点検W 修理△ 取替× 調整A 締付T 給油L 清掃C

## 第3号様式

	点検者	係長	整備管理者	署長補佐	副署長	署長
15号クレーン月例点検表 平成 年 月 日 曜日						
点検箇所	点検項目			点検結果		
P T O	「入り」「切り」の作動、異音、油漏れ					
	P T O確認ランプの作動					
	取付部のボルト、ナットの緩み、脱落					
作動油タンク	油漏れ、き裂					
	作動油の油量、汚れ、劣化					
	エアブリーザ、サクションフィルタの汚れ、損傷					
油圧ポンプ	作動状態、異音、油漏れ					
	定格回転の設定					
	取付部ボルト、ナットの緩み、脱落					
コントロールバルブ	各レバーの操作具合、変形、き裂					
	ノブ脱落、ステッカのはがれ、劣化					
	油漏れ					
	取付部ボルト、ナット、ピン等の緩み、脱落					
アウトリガ	作動状態、横張出しストップの効き					
	格納、張出時のストップピンの効き、ピンの変形					
	インナーボックスの変形、き裂					
	ロックレバーの損傷					
	アウトリガシリンダの油漏れ、自然沈下					
	ワンタッチレバーの動き、ケーブル端末の状態					
	取付部ボルト、ナット、ピン等の緩み、脱落					
スイベルジョイント	油漏れ					
	ストップ取付ボルトの緩み、プレートの変形					
	取付部のボルト、ナットの緩み、脱落					
	スリップリングの導通、配線の損傷、取付状態					
ホイストワインチ	作動状態、異音、油漏れ					
	エアブリーザの損傷					
	ギヤオイルの油量、劣化					
	ドラムのき裂、ギヤへの給脂					
	取付部のボルト、ナットの緩み、脱落					
旋回装置	作動状態、異音、油漏れ					
	エアブリーザの損傷					
	ギヤオイルの油量、劣化					
	ターンテーブルの作動状態、異音、給脂					
	取付部のボルト、ナットの緩み、脱落					
デリックシリンド	作動状態					
	デリックシリンド上下ピンのガタ					
	取付部のボルト、ナットの緩み、脱落					
テレスシリンド	作動状態					
	テレスシリンドの油漏れ、自然沈下					
	支持ピンの取付状態、スナップリングの脱落					
	取付部のボルト、ナットの緩み、脱落					
ベース	ベース本体及び架装ベースの変形、き裂					
	架装ボルト、ナットの緩み、脱落					

点検箇所	点検項目	点検結果
コ ラ ム	き裂、変形	
	ターンテーブル取付ボルトの緩み	
ブ 一 ム	作動状態（伸縮）、給脂	
	変形、き裂、摺動板の摩耗	
	摺動板取付ボルトの緩み、脱落	
	シーブの損傷、摩耗、回転	
	支持ピン、シーブピン等の取付状態	
	取付部のボルト、ナット、ピン等の緩み、脱落	
ワ イ ャ ロ 一 プ	仕様（長さ、太さ）	
	摩耗、素線切れ、形くずれ、ヤク、腐食、給脂	
	ワイヤソケットへの緊結、端末のクリップ止め	
	ワイヤソケットの変形、き裂	
	ドラムへの緊結、乱巻、よじれ	
	支持ピンの取付状態、ボルトの緩み、脱落	
パ イ ピ ン グ	油漏れ・配管の支持状態	
	損傷、劣化、き裂、ねじれ、つぶれ	
フ ツ ク	フックの摩耗、変形、回転、給脂	
	フックの標点距離	
	シーブの損傷、摩耗、回転、給脂	
	外れ止めの作動、変形、損傷	
	フックねじ部、スラストベアリングのがた（摩耗状態）	
	フック格納ローラの回転具合、ローラ取付ブロックの変形	
荷 重 計	取付部のボルト、ナット、ピン等の緩み、脱落	
	作動状態、損傷	
荷 重 指 示 計	指針の脱落、銘板の損傷、作動状態	
卷 過 警 報 自 動 停 止	作動状態、巻過検出スイッチ、警報音の具合	
	コードリール巻取り具合、コードの損傷、断線	
	ウェイト、吊りワイヤーの損傷	
水 準 器	取付状態	
警 報 器	作動状態、警報音の具合	
銘 板	銘板の取付状態、損傷、劣化	
シ ャ 一 シ フ レ 一 ム	変形、き裂、車両側機器との干渉	
	つぶれ止めの取付状態、変形	
ラ ジ コン（リモコン）	作動状態	
	送信機のケースの状態	
	ケーブルの接続状態、緩み、汚れ、腐食	
	配線、ケーブルの損傷、劣化	
	接触端子の腐食、劣化、緩み	
	アクセルシリンドラの油漏れ	
	各電磁弁の作動状態、油漏れ	
ブーム・アウトリガ未格納警報	警報音およびランプの作動状態	
《整備概要・その他不備等》		

※ 記入方法 点検良✓ 分解点検W 修理△ 取替× 調整A 締付T 給油L 清掃C

第4号様式

消防署							次長	消防長
合議	主任	係長	整備管理者	署長補佐	副署長	署長		

年( ) 年) 月 日

物品事故等報告書

防府市消防長様

所属 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

事故の種類	故障・損傷・忘失
発生年月日	年 月 日 (曜日) 時 分頃
発生場所	
品名	
損害見積額	
責任者職氏名	
現認者職氏名	
原因・処置・今後の対策	

※ 必要に応じ図面・写真を添付のこと

第5号様式

消 防 署						
合 議	主 任	係 長	整備管理者	署長補佐	副署長	署 長

年( ) 年) 月 日

## 消防ポンプ性能検査報告書

防府市消防署長 様

所属\_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

第6号様式

消防ポンプ性能検査表

検査年月日 年(年) 月 日

車名		車番 (可搬型 式)		検査者 職氏名	
購入 年月	昭和・平成 年 月	種別	車載・可搬・付積載	ポンプ 等級	A・B・C・D- 級

真空ポンプ性能検査 測定条件】 【測定値】 【判定基準】

最高 真 空 度	1 吸管を延長し「かご、金具を外し先端に真空計を密着」させる。
	2 真空ポンプを「定回転で30秒間運転する。旧型ポンプは1,100 r
	3 真空度記録・精度確認 吸管先端真空計 { MPa・cmHg 【-0.085MPa以下・64cmHg以上】 ポンプ本体真空計 MPa・cmHg 誤差 { } 【5%以内】
	4 真空オイルの消費量を測定する。 {タンク内の 1/ } 【1/3以下】 【循環式・オイル】
漏 気 試 験	1 最高真空度計測後「30秒経過後」の真空度を測定する。 右側吸管先端 { MPa・cmHg 漏気 { MPa・cmHg 左側吸管先端 { MPa・cmHg 漏気 { MPa・cmHg 【1.3kPa・1cmHg以内】
揚 水 試 験	1 放口に「 $\phi 26\text{mm}$ ノズル付管そう1本」を直結する。 2 吸管1本を水利に投入する。 3 ポンプ・エンジン回転を規定の回転にする。「定回転・旧型ポンプ1, 4 真空ポンプ運転開始からノズルから水が出る時間を測定する。 } 秒 5 真空ポンプが自動停止した時のポンプ圧力を測定する。 } MPa・kgf/cm <sup>2</sup> 【0.3MPa・3kgf/cm <sup>2</sup> 以下】

ポンプ性能検査 測定条件】 【測定値】 【判定基準】

エ ゼ ク タ 性 能	1 揚水性能測定後、他方の吸管を投入し「0.5MPa・5kgf/cm <sup>2</sup> で放水」す。 エゼクタバルブ開放から揚水完了までの時間を測定する } (60秒以内)
	2 エゼクタバルブ開放後のポンプ圧力低下を測定する。 } MPa・kgf/cm <sup>2</sup> 低下圧力 { MPa・kgf/cm <sup>2</sup> 【0.25MPa・2.5kgf/cm <sup>2</sup> 以下】
最大 放 水 量	1 エゼクタ性能検査後、下記指定の管そうを取り付ける。 A級 「 $\phi 26\text{mm}$ ノズル付管そう2口」「片側1口放口車は $\phi 32\text{mm}$ ノズル付管そう1口」 B1級 「 $\phi 32\text{mm}$ ノズル付管そう1口」その他「 $\phi 26\text{mm}$ ノズル付管そう1口」
	2 ポンプ回転を徐々に上げ最大回転時の各数値を測定する エンジン・ポンプ回転数 { rpm 真空度 { MPa・cmHg ポンプ圧力 { MPa・kgf/cm <sup>2</sup> 放水量 { m <sup>3</sup> ノズル圧力 { MPa・kgf/cm <sup>2</sup>

不備・処置結果

$$\text{真空計誤差}(\%) = (\text{先端真空計} - \text{真空計}) \div \text{先端真空計} \times 100 \quad \text{放水量}(m^3) = 0.2085d^2(cm) \sqrt{NP(N)}$$

第7号様式

消防署						
合議	主任	係長	整備管理者	署長補佐	副署長	署長

年(        年)    月    日

## 消防ホース耐圧検査報告書

防府市消防署長 様

所属\_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_



第8号様式

消防署						
合議	主任	係長	整備管理者	署長補佐	副署長	署長

年( )年月日

消防車両日常点検結果報告書(月)

防府市消防署長様

所属\_\_\_\_\_

職名\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

車名	日時	内容	処置



第9号様式

消防署						
合議	主任	係長	整備管理者	署長補佐	副署長	署長

年( )年月日

搭載物品等点検結果報告書( )月

防府市消防署長様

所属\_\_\_\_\_

職名\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

車名	日時	内 容	処置



第10号様式

消防署						
合議	主任	係長	整備管理者	署長補佐	副署長	署長

年( )年月日

副運用管理者処理結果報告書(月)

防府市消防署長様

所属\_\_\_\_\_

職名\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

日時	内 容	処 置
空氣呼吸器		
救助機器		
救急救命機器		
バッテリー		

日時	内 容	処 置
空気充てん機		
ポンベ		
13号はしご装置		
14号クレーン装置		
15号クレーン装置		
その他		

第11号様式

号 No.

## 年 搭載物品点検表

\*点検時、異常のない場合は「✓」を記入、異常及び変更のある場合は赤色で記入すること。

※点検時、異常のない場合は「✓」を記入、異常及び変更のある場合は赤色で記入すること。

## 第12号様式

## バッテリー検査表

号			年		購入年月日 ( 年 月 日 )				
署長補佐									
係 長									
主 任									
点 檢 者									
検査月日			/	/	/	/	/		
気温(℃)									
検査時	開放電圧(V)	前側							
		後側							
	電解液量	前側	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	
		後側	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	
処置後	開放電圧(V)	前側							
		後側							
処置内容			充電 液補充 その他 ( )						
備 考									

※ 開放電圧は12.54V以上、電解液量は最高最低液面の中間以上。  
 処置後の欄は、処置が無ければ空欄でよい。

## 第13号様式

## ポンベ使用記録表

種別 酸素 空気 ( )

耐圧試験

No.

内容量 • 重量 kg

形式等

月 日	使用目的 (該当項目に○)	気温 (°C)	圧力 (MPa)	保管場所 積載車両	取扱者	主 任	係 長	署長補佐
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							
/	出動・点検・訓練・積載 充てん(出・完) 耐 圧(出・完) その他( )							

※ 使用後直ちに充てんした場合は、圧力欄に使用後の圧力と充てん後の圧力を記載すること。

## 第14号様式

空気充てん機使用記録表

月 日	ポンベ番号	型式 (型)	充てん 本数	終了時の メーター数値		備 考	取扱者	主任	係長	署長 補佐
				運転 時間	フィル ター					
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										
/										

※ 複数のポンベを連続して充てんした場合は、一つの欄にポンベ番号をすべて記載すること。

第15号様式

※点検物品名は適宜変更して使用すること。

## 第16号様式

## 号 消防車両日常点検表 (月)

点検者名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
点検箇所内容		点検日															
ブ レ ー キ	ペダル踏みしろ ・効き具合																
	ブレーキ液量																
	空気圧力(負圧含む) の上がり具合																
	ペダルを踏んで離した 時バルブからの排気音																
	駐車ブレーキ レバー引きしろ																
タイヤ	空気圧																
	き裂・損傷																
	異常な磨耗																
	※ 溝の深さ																
	※ ディスクホイールの取付状態																
原 動 機	かかりり具合・異音																
	※ 冷却水の量																
	※ ファンベルト 張り具合・損傷																
	※ エンジン オイルの量																
	※ 低速・加速 の状態																
灯火装置 方向指示器	点灯又は点滅具合																
	汚れ・損傷																
ウインド ウォッシャ ワイパー	※ 液量・噴射状態																
	※ 扱拭状態																
エア タンク	凝水																
その他	警光灯・警音器及び サイレン																
	漏油・漏水																
	消防ポンプ																
	CAFS装置(月1回以上)																
	特殊装																
運行時に異常が 認められた箇所の有無																	
《備考》																	

注 意 1 ※の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に行うことで足りる。

2 異常を発見した場合は、該当欄に記入して整備管理者に報告すること。

凡 例 「✓」異常なし、「×」要修理、「△」その他

点検者名																	
点検箇所内容		点検日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
ブレーキ	ペダル踏みしろ ・効き具合																
	ブレーキ液量																
	空気圧力(負圧含む) の上がり具合																
	ペダルを踏んで離した時 バルブからの排気音																
	駐車ブレーキ レバー引きしろ																
タイヤ	空気圧																
	き裂・損傷																
	異常な磨耗																
	※ 溝の深さ																
	※ ディスクホイール の取付状態																
原動機	かかりり具合・異音																
	※ 冷却水の量																
	※ ファンベルト張り 具合・損傷																
	※ エンジン オイルの量																
	※ 低速・加速 の状態																
灯火装置 方向指示器	点灯又は点滅具合																
	汚れ・損傷																
ウィンド ウォッシャ ワイパー	※ 液量・噴射状態																
	※ 扱拭状態																
エア タンク	凝水																
その他	警光灯・警音器及び サイレン																
	漏油・漏水																
	消防ポンプ																
	CAFS装置(月1回以上)																
	特殊ぎ装																
運行時に異常が 認められた箇所の有無																	
《備考》																	

注 意 1 ※の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に行うことで足りる。

2 異常を発見した場合は、該当欄に記入して整備管理者に報告すること。

凡 例 「✓」異常なし、「×」要修理、「△」その他